

◎新潟県告示第222号

農地法(昭和27年法律第229号)第41条第1項後段の規定により、農地中間管理機構から農地を利用する権利(以下「利用権」という。)の設定に関する裁定の申請があった。

令和8年3月27日

新潟県知事 花 角 英 世

1 申請に係る農地の所在、地番、地目及び面積

所在及び地番	地目	面積(平方メートル)
魚沼市新保字新保69番4	田	249.22
魚沼市新保字水上77番	田	404
魚沼市新保字水上86番1	田	416
魚沼市新保字水上87番1	田	347
魚沼市新保字水上88番1	田	261
魚沼市新保字風下613番	田	2,441
魚沼市新保字前田652番1	田	2,646
魚沼市新保字前田652番2	田	579
魚沼市新保字前田652番3	田	284
魚沼市新保字前田653番1	田	490
魚沼市新保字前田653番2	田	36
魚沼市一日市字番匠免340番1	田	221
魚沼市一日市字番匠免340番2	田	352
魚沼市一日市字番匠免340番3	田	518
魚沼市一日市字番匠免341番1	田	740
魚沼市一日市字番匠免372番	田	742
魚沼市一日市字番匠免373番	田	742
魚沼市一日市字番匠免374番	田	742
魚沼市一日市字番匠免375番	田	742
魚沼市一日市字番匠免376番	田	742
魚沼市一日市字番匠免385番1	田	565
魚沼市一日市字番匠免385番2	田	358
魚沼市一日市字番匠免385番3	田	583

2 申請に係る農地の利用の状況

土地所有者は既に死亡。所有者の関係相続人は全員が相続放棄している。

所有者死亡前から借受予定者が当該ほ場を借り入れて、水稻等を栽培していた。所有者が亡くなり、相続が行われなかったことから借り入れができず農地の活用ができない状態となっている。

借入希望者は、引き続き当該農地を活用して水稻等の栽培を行う計画であるため県の裁定を希望している。

これまで相続者も出てきていないことから、裁定が行われないと今後遊休化の恐れがある。

3 申請に係る農地についての申請者の利用計画の内容の詳細

農地法第41条第2項において読み替えて準用する同法第39条第1項の規定による裁定後に、農地中間管理機構から申請に係る農地の借受を希望する者に当該農地を貸し付ける。

4 希望する利用権の始期及び存続期間並びに借賃に相当する補償金の額

利用権の始期	存続期間	借賃に相当する補償金の額
令和8年8月	5年	151,165円

5 意見書の提出

この告示に係る農地の所有者等は、次に掲げるところにより、知事に意見書を提出することができる。

(1) 意見書の記載事項

ア 意見書の提出者の氏名、及び住所(法人にあっては、その名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名)

イ 意見書の提出者の有する権利の種類及び内容

ウ 意見書の提出者の申請に係る農地の利用の状況及び利用計画

エ 意見書の提出者が申請に係る農地を現に耕作の目的に供していない理由

オ 意見の趣旨及びその理由

カ その他参考となるべき事項

(2) 提出期限

令和8年4月10日

(3) 提出先

〒950-8570 新潟市中央区新光町4番地1

新潟県農林水産部地域農政推進課

(4) 提出方法

上記提出先への持参又は郵送